

機能強化計画の進捗状況(要約)【信金版】

(別紙様式3)

1. 15年4月から16年9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

「リレーションシップバンキングの機能強化計画」と当金庫が取り組んでいる長期経営計画は基本的な考え方が合致しており、「地域に存在感のあるさんしんをめざそう」のスローガンのもと、機能強化計画の各項目を経営計画に織り込み着実に実績を積み上げている。一方、当初計画として取り上げることができなかった証券化やDDS等の施策が具体化してきており、更なる専門知識の習得、人材育成が必要となってきている。

2. 16年4月から16年9月までの全体的な進捗状況及びそれに対する評価

創業・新事業支援については、営業店からの情報から創業・新事業予定者を抽出し、専担部署である経営相談室が支援やサポートを担当、必要に応じて中小企業支援センターへ紹介している。また、経営革新支援法取り組み企業の申請サポートを継続的に実施しており、中小企業支援センターへの持ち込み案件も増加している。融資審査態勢の強化のために業種別審査担当者を配置するとともに、「目利き力養成講座」に代表される研修や説明会への参加により審査、情報収集能力の向上を図ってきたが、更に本年度より地場産業でもある温泉旅館経営の知識習得のため、職員(中小企業診断士)を取引先旅館に出向させた。

経営改善支援はキャッシュフローの増加、債務超過の縮小、赤字解消、ランクアップへとつながるよう中小企業診断士(経営相談室)が中心となって経営改善支援に取り組んでいる。

地域経済活性化への取組みとして、取引先経営者や後継者を対象とした研修会、勉強会を開催するとともに、ビジネスマッチング情報提供の仕組みとして「ベンチャーリンク」や「しんきんビジネスマッチングサービス」の活用、各商工会議所との連携を進めている。

3. アクションプログラムに基づく個別項目の計画の進捗状況(別紙様式1)

項目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備考(計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
I. 中小企業金融の再生に向けた取組み						
1. 創業・新事業支援機能等の強化						
(1)業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業・新事業支援の推進及び管理体制について、担当部門間の調整、役割分担の具体的な仕組み及びフォローアップ・事後モニタリングの方法を明記した事務取扱要領を策定する</li> <li>事前審査制度の事務取扱要領を策定する</li> <li>中小企業支援センターとの情報共有・連携強化・研修等について、事務取扱要領にて明確化し活用を図る</li> <li>全信協の「目利き力養成講座」に審査担当者を派遣する</li> <li>業績評価基準に創業・新事業進出先獲得数を加える</li> <li>地区別審査担当者を建設、不動産、宿泊業の業種別審査担当者として位置づける</li> <li>審査担当者は「延滞・赤字・書替等債務者調査表」に基づくヒアリングチームに加わる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業店長及び融資担当者に対して、中小企業支援センターのコーディネーターによる勉強会を実施する</li> <li>全信協の「目利き力養成講座」受講者による伝達研修を営業店長及び融資担当者を対象に実施する</li> <li>創業・新事業支援の推進及び管理体制にかかわる事務取扱要領を策定する</li> <li>営業店融資担当役員を対象とした「融資審査トレーナー」研修を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業店長及び融資担当者に対して、中小企業支援センターのコーディネーターによる勉強会を実施する</li> <li>全信協の「目利き力養成講座」受講者による伝達研修を営業店長及び融資担当者を対象に実施する</li> <li>営業店融資担当役員を対象とした「融資審査トレーナー」研修を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資業種別審査体制の確立として、業種別担当者の任命をした。</li> <li>企業再生支援担当者として、地区別担当者を任命した。</li> <li>融資審査トレーナー研修を実施し、合計12名が参加した。</li> <li>「創業・新事業支援業務取扱要領」を作成した。</li> <li>「貸出金事前稟議事務取扱要領」を策定した。(事前審査制度)</li> <li>15年度は営業店からの情報により創業予定者17先をピックアップしたが、創業・新事業(経営革新支援を含む)、業種転換の情報に対し業績評価に加えたことにより、16年度は上期だけで情報は207件に上り、経営相談室の支援先は19先となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業店長及び融資担当者に対して、中小企業支援センターのコーディネーターによる勉強会を実施した。(16年7月)</li> <li>「創業・新事業支援業務取扱要領」を作成し支援態勢を明確にした。</li> <li>創業・新事業(経営革新支援を含む)、業種転換の情報に対し業績評価に加えたことにより、16年度上期だけで情報は207件に上り、経営相談室の支援先は19先となった。</li> </ul>	
(2)企業の将来性及び技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施						業界団体主催の「目利き力養成講座」等へ職員を派遣する
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携。「産業クラスターサポート会議」への参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>商工会議所・商工会・中小企業センターを訪問し、情報交換により取引先の技術開発や新事業展開を紹介する</li> <li>「沼津高専地区共同テクノセンター」との交流により、収集した情報を取引先に提供する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年6月に当庫主催、商工会議所共催のPFI説明会を実施した</li> <li>商工会議所・商工会が主催する研修やセミナーに参加し情報収集をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沼津高専に設置される産学連携拠点施設となる「地域共同テクノセンター」主催の講習会、セミナー、公開講座等へ参加し情報収集すると共に、取引先へ情報提供をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年6月、三島商工会議所会員、会議所職員、三島信用金庫役員を対象にPFIの説明会を実施した。</li> <li>15年5月、三島信用金庫職員を対象に「創業、経営革新の成功事例」の勉強会を東部地域中小企業支援センターのコーディネーターを講師として実施した。</li> <li>裾野市商工会、清水町商工会、西伊豆町商工会と経営革新支援について情報交換を実施した。</li> <li>16年4月に三島商工会議所と連携強化を目的に「連絡会」を発足させた。</li> <li>16年5月に三島商工会議所商工振興委員、同会議所経営指導員に対し、当金庫常務理事が講師となり「リレーションシップバンキング」をテーマに研修会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年4月に三島商工会議所と連携強化を図るため「連絡会」を発足させた。</li> <li>16年5月に三島商工会議所商工振興委員、同会議所経営指導員に対して研修会を実施した。講師は当金庫常務理事、テーマは「リレーションシップバンキングについて」。</li> <li>16年7月に中小企業創造法申請企業へのアドバイスと情報収集のため沼津工業技術センターを訪問した。研究主幹と主任研究員に面談して情報交換をした。</li> <li>16年9月、三島商工会議所主催のPFI研修会に参加した。</li> </ul>	
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調融資等連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫独自の対応が難しい案件については、信金中央金庫を介しての日本政策投資銀行、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫との情報共有、協調融資等により取組む</li> <li>全信協の「連絡協議会」を通じて情報の共有を図る</li> <li>地区内地方自治体、商工会議所等の産業政策・方針の情報を収集し取りまとめる</li> <li>中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫から情報を収集し蓄積する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全信協の「連絡協議会」を通じて情報の共有を図る</li> <li>地区内地方自治体、商工会議所等の16年度の産業政策・方針の情報を収集し取りまとめる</li> <li>中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫から情報を収集し蓄積する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全信協の「連絡協議会」を通じて情報の共有を図る</li> <li>地区内地方自治体、商工会議所等の17年度の産業政策・方針の情報を収集し取りまとめる</li> <li>中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫から情報を収集し蓄積する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年3月に中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、16年7月に国民生活金融公庫と業務連携の覚書を締結した。</li> <li>商工会議所との連携については、三島商工会議所との連携強化のため「三島地区中小企業支援連絡会」を発足させ情報交換会等を行っている。</li> <li>他の市町村についても、営業店を通じ情報収集を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年7月、国民生活金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結した。</li> <li>中小企業金融公庫と産学連携スキーム、証券化支援業務についての勉強会を開催し情報の収集・共有を図っている。</li> <li>金庫営業区域内の14商工会の16年度産業政策・方針、金融に関する情報を総会資料等により収集した。</li> </ul>	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(5) 中小企業支援センターの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業支援センターのコーディネーターを講師とした研修会等により実際の知識の吸収を図る</li> <li>営業店からの創業・新事業の情報をピックアップして、営業店へ中小企業支援センターの活用を促す</li> <li>センターへの訪問により、情報交換を行い、案件を積極的に持ち込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業支援センターのコーディネーターを講師として成功事例を題材とした研修会を開催した</li> <li>営業店の情報からセンターの活用を促すと共に、定期的な訪問により情報交換を行い、案件を積極的に持ち込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修会、セミナーの開催により情報収集と知識の吸収をしていく</li> <li>営業店の情報からセンターの活用を促すと共に、定期的な訪問により情報交換を行い、案件を積極的に持ち込む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三島信用金庫役員を対象に「創業、経営革新の成功事例」の講演を中小企業支援センター、コーディネーターを講師として実施した。</li> <li>創業、新事業支援態勢は、営業推進部が営業店からの情報を管理し創業・新事業予定者をピックアップ、支援やサポートは経営相談室の中小企業診断士が担当、必要に応じて中小企業支援センターへ紹介をしている。</li> <li>経営革新支援法取り組み企業の申請サポートを継続的に実施しているため、支援センターに7先を相談案件として持ち込んだ。また創業、経営相談の案件で5先を持ち込んだ。</li> <li>中小企業支援センターより経営革新支援法申請に対するアドバイスを15年度1先、16年度3先が経営革新支援法の承認がされた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>創業者、新事業者、営業店、本部との連携を明確にするため16年4月に「創業・新事業支援業務取扱要領」を作成した。</li> <li>経営革新支援法取り組み企業の申請サポートを継続的に実施し、支援センターに7先を相談案件として持ち込んだ。また創業、経営相談の案件で5先を持ち込んだ。</li> <li>支援センターへの相談回数は16回</li> <li>16年4月から9月末までに当庫が関与した経営革新支援法の承認企業は3先であった。</li> </ul>	
2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化						
(1) 経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>「さんしんニュース」の内容を充実させる</li> <li>中小企業経営者を対象に「経営小セミナー」を開催する</li> <li>商工会議所等と連携し、経営情報や地域経済動向情報を得る</li> <li>「さんしん同友会」の活動内容を見直し、ビジネスマッチング情報の提供をする</li> <li>全信協の検討結果を踏まえ、ビジネスマッチングの情報提供の仕組みを整備する</li> <li>M&amp;A業務について、提携先である信金キャピタルとの連携を強化し、活用を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「さんしん同友会」の活動内容を見直す</li> <li>「経営小セミナー」の開催方法を検討する</li> <li>「さんしんニュース」の内容を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年度の検討結果を実行に移す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先企業の経営改善支援先、融資支援先に対し中小企業診断士(経営相談室)が中心となって経営相談に取り組んでいる。</li> <li>取引先の経営者や後継者を対象にした「経営小セミナー」は専門的な外部講師のネットワークを活用して実施した。</li> <li>三島商工会議所との連携を強化する為「三島地区中小企業支援連絡会」を発足、創業、新事業、経営革新、ビジネスマッチング、M&amp;A、研修会等の実施や情報交換をしていく。</li> <li>ビジネスマッチングの仕組みや情報提供については、「さんしん同友会」の活動内容の見直しや、「ベンチャーリンク」全信協のしんさんビジネスマッチングサービスを活用する。</li> <li>買収に伴うM&amp;Aの相談を受け、信金キャピタル(株)のアドバイスを基に、15年11月、株式譲渡契約を締結、買収代金を融資した。</li> <li>16年度は取引先企業に対する融資支援(市場調査、経営計画書の検証、企業診断等)、経営改善支援を中小企業診断士4名が取り組んでいる。</li> <li>16年7月に16年度第一回目の経営小セミナーを「ユーザーからみた旅館経営」と題して、主に旅館経営者を対象に実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>取引先企業に対する融資支援(市場調査、経営計画書の検証、企業診断等)を28先に対し行った。</li> <li>経営改善支援については、期初に86先を選定、期中に依頼された14先を併せ、中小企業診断士4名が取引先の経営改善に取り組んでいる。</li> <li>「さんしんニュース」については、4月に「中小企業景気動向調査報告」、5月に「平成16年度法制改正のあらまし」、6月「中小企業景気動向調査報告」、7月「インターネットの利用についての調査報告」、8月「家電販売業に関する夜間勉強会の報告」、9月「中小企業景気動向調査報告」を掲載、一層の内容充実を図っている。</li> <li>16年7月に16年度第一回目の経営小セミナーを「ユーザーからみた旅館経営」と題して、主に旅館経営者を対象に実施した。講師は当金庫理事長、旅館の関係者が約60名が出席した。</li> <li>16年9月に静岡県等が主催する、しずおか産業新産業技術フェア2004を視察した。</li> </ul>	
(2) コンサルティング業務、M&A業務等の取引先企業への支援業務の取組み						
(3) 要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営相談課は、要注意債権については与信残高が1億円以上で保全不足がある先又は営業店長が改善の期待のできる先を、破綻懸念債権については改善の可能性がある先を経営支援先として経営支援を行う。また、創業先と成長企業の指導については、営業店が営業推進部営業推進課を通じて経営指導を依頼する。</li> <li>資産管理課は、延滞・赤字・書替先等債務者についてのヒアリングで改善の見込みのある先として抽出された債務者を融資課に通知し、融資課は個別指導が必要な先については営業店に経営指導先としての手続きを進めるように指示をする</li> <li>経営支援課を新設し、要注意先等の健全債権化について営業店を指導すると同時に、健全債権化の統括部署として債務者区分のランクアップの基準及び目標設定と実績の管理を行う。</li> <li>平成15年度末までに経営相談課を室に昇格させて、経営指導体制の充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的推進方法を定めた手引き、手順書を策定する。</li> <li>15年度対象債務者の名簿を作成する。</li> <li>融資課は、15年度対象債務者の改善状況等の総括を行い、ディスクロージャー誌およびインターネットホームページに公表する。</li> <li>17年3月期の自己査定結果により、17年度の対象債務者の名簿を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年3月期の自己査定結果により、16年度の対象債務者の名簿を作成する。</li> <li>融資課は、15年度対象債務者の改善状況等の総括を行い、ディスクロージャー誌およびインターネットホームページに公表する。</li> <li>17年3月期の自己査定結果により、17年度の対象債務者の名簿を作成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各営業店の「延滞・赤字・書替先等債務者」について、債務者ごとのヒアリングを半期毎に実施し、問題点の抽出と改善方針の策定をする個別指導先として営業店に指示した。</li> <li>債権健全化策として、要注意以下破綻懸念迄の全債務者について債務者診断表に基づきランクアップ作業を3月に行い16年度の債務者区分のランクアップ目標とした。</li> <li>16年3月1日付で、経営相談課を室に昇格、更に融資部内に経営支援課を新設し経営改善指導体制の充実を図った。</li> <li>債権の健全化のための「債務者区分ランクアップ基準事務取扱要領」(16年4月1日施行)、手引書「三島信用金庫に置ける経営改善支援の取組みについて」及び「平成15年度ランクアップ事例集」を作成した(4月初旬配布)。</li> <li>ランクアップ対象先を選定し、担当を決め月次管理指導をしている。</li> <li>経営支援課を新設し、要注意先等の健全債権化について営業店を指導すると同時に、健全債権化の統括部署として債務者区分のランクアップの基準及び目標設定と実績の管理を行う。</li> <li>CSSサポートシステムを導入し経営改善計画書策定をランクアップ対象先に指導した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権の健全化のための「債務者区分ランクアップ基準事務取扱要領」(16年4月1日施行)、手引書「三島信用金庫に置ける経営改善支援の取組みについて」及び「平成15年度ランクアップ事例集」を作成した(4月初旬配布)。</li> <li>ランクアップ対象先を選定し、担当を決め月次管理指導をしている。</li> <li>CSSサポートシステムを導入し経営改善計画書策定をランクアップ対象先に指導した。</li> </ul>	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施						業界団体が企画する「目利き力養成講座」研修に職員を派遣する
(5) 「地域金融人材育成システム開発プログラム」等への協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門家による、中小企業経営者を対象にした「経営小セミナー」を定期的の実施する。</li> <li>・中小企業診断士（経営相談課）が三島青年会議所の会員を対象にした研修会の講師をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業診断士が三島青年会議所の会員を対象とした研修会の講師を担当した。</li> <li>・中小企業経営者を対象とした「経営小セミナー」を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15年度と同様のスケジュールの研修会、セミナーを実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三島青年会議所主催の研修に中小企業診断士（経営相談室）が講師として参加、「売上増加・経費削減の事例」をテーマに講義をした。</li> <li>・専門家4名（TKC加盟税理士、社労士等）を講師に、取引先経営者や後継者を対象に「経営小セミナー」を実施した。</li> <li>・「さんしん同友会」の会員を対象に中小企業診断士（経営相談室）が講師となって、勉強会を実施した。</li> <li>・三島青年会議所主催の研修に中小企業診断士（経営相談室）が講師となり研修会を実施した。</li> <li>・当庫理事長を講師として、取引先の旅館経営者や後継者を対象に「ユーザーから見た旅館経営」をテーマに「経営小セミナー」を実施した。</li> <li>・「さんしん同友会」の会員を対象に中小企業診断士（経営相談室）が講師となって勉強会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三島青年会議所主催の研修に中小企業診断士（経営相談室）が講師として参加、「経済人としての金融機関との関わり方」をテーマに研修会を実施した。（16年7月）。</li> <li>・当庫理事長を講師として、取引先の旅館経営者や後継者を対象に「ユーザーから見た旅館経営」をテーマに「経営小セミナー」を実施した。下期についても同様に、17年1月に信金中金総合研究所の職員を講師に招き、第2回経営小セミナー（旅館業関連）を開催予定。</li> <li>・「さんしん同友会」の会員を対象に中小企業診断士（経営相談室）が講師となって、「売上増加・経費削減の事例」をテーマに勉強会を実施した。（16年6月）</li> </ul>	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み						
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	<ul style="list-style-type: none"> <li>・M&amp;Aやプリパッケージから事業再生等にかかるノウハウを蓄積するために経営相談課職員を外部研修に派遣し、同時に全信協と信金中金と情報を共有化する</li> <li>・民事再生法等の手続きを進める債務者に対しては、他金融機関と協調しながら対応する</li> <li>・不良債権発生防止の仕組みとして「備考」記載の管理を実施し、不良債権の新規発生防止、事後モニタリングのチェック機能として活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不良と認める貸出先調」、「延滞・赤字・書替先等債務者」の作成とヒアリングチームによる営業店長に対するヒアリングを実施する</li> <li>・月次「延滞貸出調」による回収対策、指導を実施する</li> <li>・M&amp;Aやプリパッケージ型事業再生等にかかるノウハウを蓄積するため経営相談課職員を研修に派遣する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度と同様の実施スケジュールとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店における「不良と認める貸出先調」、「延滞・赤字・書替先調査表」の内容について、ヒアリングチームが営業店長より説明を受け、不良債権について状況を把握した。</li> <li>・管理債権先を指定し、営業店より管理債権先の「管理カード」の提出を受けて、営業店の定期訪問や交渉経過による実態把握状況を確認した。</li> <li>・営業店における「不良と認める貸出先調」、「延滞・赤字・書替先調査表」の内容について、ヒアリングチームが営業店の融資担当役員より説明を受け、不良債権について状況を把握した。また財務内容等により経営改善が見込まれる先を経営相談室に改善検討を委託し、事業再生と債権不良化の防止に努めた。</li> <li>・「延滞貸出金調」は毎月末の状況を翌月初めに提出させ、2ヵ月以上の延滞債務者の現状、解消見通し、今後の回収対策と指導を個別に毎月行い、不良債権化の防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16年5月に各営業店における「不良と認める貸出先調」、「延滞・赤字・書替先調査表」の内容について、ヒアリングチームが営業店の融資担当役員より説明を受け、不良債権について状況を把握した。また財務内容等により経営改善が見込まれる6社を経営相談室に改善検討を委託し、事業再生と債権不良化の防止に努めた。</li> <li>・「延滞貸出金調」は毎月末の状況を翌月初めに提出させ、2ヵ月以上の延滞債務者の現状、解消見通し、今後の回収対策と指導を個別に毎月行い、不良債権化の防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理手法</li> <li>・「不良と認める貸出先調」及び「延滞・赤字・書替先等債務者調査表」の作成を営業店に義務づけ、それら調査表に基づき不良債権全体の状況把握に努める</li> <li>・自己査定の結果より当金庫が認定した「管理債権先」に対して、営業店長の融資決裁権限を制限するとともに定期的訪問により事業の実態把握に努める</li> <li>・営業店に「延滞貸出金調」を作成させ、延滞債務者の現状検証及び改善指導を行い不良債権化を防止する</li> </ul>
(2) 地域の中小企業を対象とした企業再生ファンドの組成の取組み						企業再生ファンドにかかる情報収集、実際の知識の蓄積に取組む
(3) デット・エクイティ・スワップ、DIPファイナンス等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIPファイナンスは、当金庫が自力又は他行庫からの協調融資とも、信用保証協会の事業再生保証制度を活用して取組む</li> <li>・本部融資部に担当者置き、融資案件は本部主導で取組む</li> <li>・担当者を全信協主催の「目利き力養成研修」等に派遣し、実際の知識の蓄積を進める</li> <li>・信金中金、商工中金及信用保証協会を情報共有先として活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資部に担当者を置く</li> <li>・担当者を全信協主催の「目利き力養成研修」等に派遣する</li> <li>・担当者が情報収集、実際の知識の蓄積を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DIPファイナンスの事務取扱要領の策定を進める</li> <li>・担当者を研修派遣し、情報収集、実際の知識の蓄積を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海地区信用金庫協会主催の企業再生講座に参加、DES、DIPについての研修を受講した。</li> <li>・金融財政事情研修会主催の「実例にみる再生可能企業の見分け方と再生手法」講座に参加した。</li> <li>・信金中金「企業再生スキーム説明会」に参加した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信金中金「企業再生スキーム説明会」に参加した。（16年6月）</li> </ul>	企業再生ファンドにかかる情報収集、実際の知識の蓄積に取組む
(4) 「中小企業再生型信託スキーム」等、RCC信託機能の活用						RCC信託機能にかかる情報収集、実際の知識の蓄積に取組む
(5) 産業再生機構の活用						企業再生機構にかかる情報収集、実際の知識の蓄積に取組む

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営相談課は、当金庫取引先の相談等の案件を審議する協議会の会議に参加する</li> <li>・経営相談課は同協議会による相談・助言についての利用を営業店に周知させる</li> <li>・再生計画作成の支援について資産管理部と相談しながら進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫取引先の相談等の案件を審議する協議会の会議に参加する</li> <li>・当金庫の活用方針を検討する</li> <li>・中小企業再生支援協議会について営業店に周知する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の会議に継続的に参加する</li> <li>・当金庫取引先の協議会利用状況を調査する</li> <li>・協議会利用企業の経営改善実績を取り纏める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業再生支援協議会の第1回の全体会議を開き再生支援のスタートを切った。</li> <li>・営業店長を対象にした「企業再生支援研修」にて、中小企業再生支援協議会の紹介を行った。</li> <li>・本部職員を対象にした自主勉強会において、中小企業再生支援協議会の紹介を行った。</li> <li>・16年7月、再生支援案件に取組み、9月9日再生計画策定を完了した。</li> <li>・支援協、事前相談案件として5先抽出。その内1先について第二対応への移行が決定した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16年7月、再生支援案件に取組み、9月9日再生計画策定を完了した。</li> <li>・支援協、事前相談案件として5先抽出。その内1先について第二対応への移行が決定した。</li> </ul>	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施						当金庫の中小企業診断士をターンアラウンド・スペシャリストとして育成するための施策に取組む
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化						
(1) ローンレビューの徹底、財務制限事項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャッシュフローベースの事業収益に着目した融資業務に取組み、経営支援先等については「経営改善計画書」の月次資料を活用する</li> <li>・TKC提携付ローンの内容見直しにより、担保、保証に依存しない融資プログラムとして推進する</li> <li>・事後モニタリングは財務分析、根保証更新時調査及びアクションプログラム個別項目1.3.(1)の管理手法などの従来からの方法による</li> <li>・本部審査担当者等を全信協主催の「目利き研修」に派遣すると共に、受講者による「伝達研修」を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部審査担当者等を全信協主催の「目利き研修」に派遣すると共に、営業店を対象に受講者による「伝達研修」を実施する</li> <li>・TKC提携付ローン事務取扱要領の内容見直しを行う</li> <li>・アクションプログラム個別項目1.3.(1)の管理手法による事後モニタリングを実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部審査担当者等を全信協主催の「目利き研修」に派遣すると共に、営業店を対象に受講者による「伝達研修」を実施する</li> <li>・TKC提携付ローン事務取扱要領のメンテナンスを行う</li> <li>・アクションプログラム個別項目1.3.(1)の管理手法による事後モニタリングを実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務分析及び問題点発見システムで事業経営の事後モニタリングを行っている。</li> <li>・15年度は「経営改善計画書」策定債務者170先について営業店が作成した月次資料を早期モニタリング資料として活用した。</li> <li>・16年度は100先を支援先として抽出し、内44先の改善計画書作成を支援した。計画書の妥当性および実施状況と成果を検証し、事業収益に基づいた審査を行っている。</li> <li>・「目利き研修」に対する派遣講座の選定と派遣規模および受講者による「伝達研修」方法について検討した。</li> <li>・TKC保証付ローン事務取扱要領の全面的見直しを実施し改訂した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TKC保証付ローン事務取扱要領を一部見直すとともに、優遇貸出金利を創設した。期間中の実績は1件であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財務制限事項を有効に活用できる取引先の選定が難しいため、活用の具体的取組みは見合わせる</li> <li>・スコアリングモデルの活用は、信用リスクデータベースの整備・充実策を優先整備するため、自動審査システムの投資費用負担も考慮して検討する</li> <li>・財務制限事項とスコアリングモデルの活用にかかる情報収集、実務的知識の蓄積に取組む</li> </ul>
(3) 証券化等の取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売掛債権担保融資保証制度は静岡県信用保証協会の協力を得て継続して取組む</li> <li>・私募債の取扱は信金中央金庫の指導、協力を得て継続的に取組む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売掛債権担保融資の担当者を本部融資部に置き、具体的な取扱等について営業店を指導する</li> <li>・私募債の情報収集、実務知識を蓄積する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15年度スケジュールを継続する</li> <li>・担当者が、私募債の事務取扱要領及び業務方法書の改定を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私募債の事務取扱要領の原案を作成しており、各部と調整のうえ急ぎに完了させる。</li> <li>・信用金庫保証付私募債の取扱いに向け手続き中。</li> <li>・売掛債権担保融資は16年度上期に6件の実績があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫保証付私募債の取扱いをするため手続き中。(保証協会付私募債・信用金庫保証付私募債の取扱要領の内容について信金中央金庫と検討中)</li> <li>・売掛債権担保融資については継続的に推進しており、16年4月より16年9月までに4先6件実行した。</li> </ul>	
(4) 財務諸表の精度が相対的に高い中小企業に対する融資プログラムの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の「TKC保証付ローン」の事務取扱方法及び推進方法を見直しした上で取組む</li> <li>・「優良申告法人」に対する融資の取扱要領と推進方法を新規に策定し、推進を図る</li> <li>・優遇貸出金利を創設する</li> <li>・TKC全国会(三島支部)との情報共有化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の「TKC保証付ローン」の事務取扱方法及び推進方法を見直す</li> <li>・「優良申告法人」に対する融資の取扱要領と推進方法を新規に策定し、推進を図る</li> <li>・優遇貸出金利を創設する</li> <li>・営業店に対し「TKC保証付ローン」と「優良申告法人」向け融資の事務取扱方法及び推進策の説明会を行う</li> <li>・TKCとの情報共有化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TKCとの情報共有化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TKC各地区支部長と情報交換をするとともに、現状の提携ローンの問題点等の意見交換をした。</li> <li>・「TKC保証付ローン」の事務取扱要領を改訂し、優良中小企業向けの優遇貸出金利を創設した。</li> <li>・TKCの役員、会員と「TKC保証付ローン」の勉強会を実施した。</li> <li>・「TKC保証付ローン」の事務取扱要領を改訂した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TKC各地区支部長と情報交換を実施した。</li> <li>・TKCの役員、会員と「TKC保証付ローン」の勉強会を実施した。</li> <li>・「TKC保証付ローン」の事務取扱要領を改訂した。</li> <li>・期間中の実績は1件で、推進中案件は7先となっている。</li> </ul>	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用格付は、法人格付システムのほか個人事業者格付システムを導入しデータの蓄積を図る</li> <li>・財務データの蓄積、クリーニングを実施する</li> <li>・SSC、信金中央の信用リスクデータベースやCRD等外部データベースの導入を検討する</li> <li>・信用リスク管理システムを導入する</li> <li>・ポートフォリオ管理規定、プライシング規定を検討する</li> <li>・信用リスクを反映した金利運用規定を検討する</li> <li>・信用リスクデータベースを活用した「融資業務のIT化」に向け研究を開始する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用リスク管理説明会や外部研修会に参加する</li> <li>・法人格付データを蓄積する</li> <li>・財務データのクリーニングを実施する</li> <li>・外部信用リスクデータベースの導入を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人事業者格付システムを導入する</li> <li>・内部格付制度を確立する</li> <li>・信用リスクデータベースの整備・検証をする</li> <li>・信用リスク管理システムを導入する</li> <li>・ポートフォリオ管理規定、プライシング規定を検討する</li> <li>・融資業務のIT化を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・格付システムを含む信用リスク管理システムを導入し、法人、個人事業主の格付けを開始した。</li> <li>・16年4月に「CRD運営協議会」へ正式加入し、デフォルト確率の算出を開始した。</li> <li>・信用リスク計量化システム導入、稼働に向け準備を開始した。</li> <li>・信用リスク計量化システム導入、稼働に向け準備を開始した。</li> <li>・CRDを活用したCSS(中小企業再生サポートシステム)を導入、再生支援手法の検討を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16年4月に「CRD運営協議会」へ正式加入し、デフォルト確率の算出を開始した。</li> <li>・信用リスク計量化システム導入、稼働に向け準備を開始した。</li> <li>・CRDを活用したCSS(中小企業再生サポートシステム)を導入、再生支援手法の検討を開始した。</li> </ul>	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考（計画の詳細）
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化						
(1)銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫取引約定書の説明を内容説明書により実施し、債務者より説明書の受領印を徴求する</li> <li>・既取引者の希望により、新約定書への移行を可能とする</li> <li>・研修を主体に職員の説明能力向上を図る</li> <li>・「与信取引における説明義務に関する要領」を作成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業店に対し、約定書の改正主旨と契約内容の説明義務の説明をした</li> <li>・研修会により説明義務の徹底と解説能力の向上を図る</li> <li>・「与信取引における説明義務に関する要領」を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会により説明義務の徹底と解説能力の向上を図る</li> <li>・「与信取引における説明義務に関する要領」を作成する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信用金庫約定書の改訂主旨と契約内容の説明義務を営業店に説明し、双方署名方式による「信用金庫取引約定書」を改正した。</li> <li>・「与信契約の内容等主要事項に関する債務者への説明態勢および相談苦情処理機能」の事務ガイドライン一部改正を受けて、コンプライアンス担当者でコンプライアンスオフィサーに重要事項と今後の方向性を説明した。</li> <li>・しんきん中金その他の関連団体より、内部規則作成に向けた資料の収集につとめており、限定保証約定書の新たな約定書の原案を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「与信取引における説明義務に関する規程」および「同 要領」の原案作成をした。説明手順および説明に伴う関連書類も原案を作成中である。</li> </ul>	
(2)「地域金融円滑化会議」の設置・開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域金融円滑化会議」の内容をコンプライアンス委員会に報告する</li> <li>・コンプライアンス委員会は苦情・情報等について分析し、未然防止策を検討する</li> <li>・コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議において苦情・相談等の事例を還元し、未然防止に資する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則毎月コンプライアンス委員会を開催する</li> <li>・下期コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議を開催する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則毎月コンプライアンス委員会を開催する</li> <li>・上期、下期に各1回コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議を開催する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地域金融円滑化会議」の内容をコンプライアンス委員会へ報告した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・16年5月のコンプライアンス委員会にて「地域金融円滑化会議」の内容を報告した。</li> </ul>	
(3)相談・苦情処理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情等に関する統括部署を営業推進部に置き、苦情等の一元化管理を図る</li> <li>・しんきん相談所を経由して取りかかれた苦情等について迅速な処理、解決を図る</li> <li>・コンプライアンス委員会及び各リスク管理委員会は、苦情等の内容を分析し、再発防止策を検討する</li> <li>・コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議等において、苦情等の事例を還元し、再発防止に資する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「顧客苦情処理規程」の改正、「顧客苦情処理事務取扱要領」を制定した</li> <li>・原則毎月コンプライアンス委員会を開催する</li> <li>・下期コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議を開催する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則毎月コンプライアンス委員会を開催する</li> <li>・上期、下期に各1回コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議を開催する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・顧客苦情処理規程を全面改正し、顧客苦情処理事務取扱要領を制定した。</li> <li>・コンプライアンス委員会を毎月1回以上開催し、コンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議を開催した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会を毎月1回以上開催し、6月にコンプライアンス担当者・コンプライアンスオフィサー会議を開催した。</li> </ul>	
6. 進捗状況の公表	当金庫ホームページにて機能強化計画およびその進捗状況を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月末までに機能強化計画要約公表</li> <li>・11月までに15年9月までの進捗状況を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・8月末までに16年3月までの進捗状況を公表</li> <li>・11月末までに16年9月までの進捗状況を公表</li> </ul>	当金庫ホームページにて機能強化計画の要約および進捗状況を公表した。	当金庫ホームページにて6月に15年度下期進捗状況を公表した。	
II 各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み						
1. 資産査定、信用リスク管理の強化						
(1)①適切な自己査定及び償却・引当の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定担当者に対し年2回説明会(研修会)を実施し査定能力向上を図る</li> <li>・「自己査定に関する解説書」を見直す</li> <li>・基準書、要領、取扱が金融検査マニュアル、事務ガイドライン等と整合的であるが随時精査し改善を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定全般にわたる研修及び説明会を実施する</li> <li>・「自己査定支援システム」の機械操作研修を実施する</li> <li>・「自己査定に関する解説書」の15年版を発行する</li> <li>・15年度自己査定向け基準書等の見直しを行う</li> <li>・業務フローに基づき自己査定結果集計チェックを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定全般にわたる研修及び説明会を実施する</li> <li>・「自己査定支援システム」の機械操作研修を実施する</li> <li>・「自己査定に関する解説書」の16年版を発行する</li> <li>・16年度自己査定向け基準書等の見直しを行う</li> <li>・業務フローに基づき自己査定結果集計チェックを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資担当役員会を開催し、実務面の徹底を図るとともに、「自己査定に関する解説書」を改訂した。</li> <li>・新しい融資商品に伴う保証率等を「自己査定基準書」で変更し、金融庁検査の指摘事項に従い「リスク管理債権の取扱」の一部改訂を行った。また、部店長担当役員者を対象に「自己査定システム説明会」を開催した。</li> <li>・「貸倒実績率算定システム・債権償却引当金管理システム」を導入し、貸倒引当金算定実務の効率化を図った。</li> <li>・金融検査マニュアル中小企業編の改訂に合わせて、「資産査定取扱規程」「自己査定基準書」「リスク管理債権の取扱」の内部規則改訂を理事会に諮り承認された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・融資担当職員および役員者に対し、金融検査マニュアル中小企業編改訂の内容について説明を行なった。</li> <li>・「貸倒実績率算定システム・債権償却引当金管理システム」を導入し、貸倒引当金算定実務の効率化を図った。</li> <li>・金融検査マニュアル中小企業編の改訂に合わせて、「資産査定取扱規程」「自己査定基準書」「リスク管理債権の取扱」の内部規則改訂を理事会に諮り承認された。</li> </ul>	
(1)②担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各営業店が不動産売買事例を融資部に報告するルールを作成する</li> <li>・関係部署、営業店は、売買事例の価格調査を実施する</li> <li>・競売事例調査を実施する</li> <li>・地価調査結果のデータベース化に取組む</li> <li>・データの分析結果と時価査定額との整合性を検証する</li> <li>・担保掛目率等の評価基準並びに諸規程、要領の見直しをする</li> <li>・「不動産鑑定評価」は継続して採用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産売買事例の調査、報告、データベース化、分析に至るスキームを検討する</li> <li>・「実際の売買価格」「競売価格」「公示地・基準地価格」の調査を実施する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査結果のデータベース化を実施する</li> <li>・データベースを分析し、担保評価信憑性を検証する</li> <li>・必要に応じ評価基準並びに関連する規定等を見直す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不動産売買事例のデータベース化について、融資部内で検討した。(報告書様式を制定した。)また、営業店の売買事例を報告するルールを定めた。</li> <li>・競売事例、登記委任状請求や営業店からの事例報告、不動産協会よりの成約事例などにより不動産売買事例の蓄積を図った。</li> <li>・収集した売買事例をデータ管理する「不動産売買管理システム」(土地)および「建物売買管理システム」を完成させた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集した売買事例をデータ管理する「不動産売買管理システム」(土地)および「建物売買管理システム」を完成させた。</li> <li>・競売事例、登記委任状請求や営業店からの事例報告、不動産協会よりの成約事例などにより不動産売買事例の蓄積を図った。</li> </ul>	

項 目	具体的な取組み	スケジュール		進捗状況		備 考 (計画の詳細)
		15年度	16年度	15年4月～16年9月	16年4月～16年9月	
(1)③金融再生法開示債権の保全状況の開示	開示内容の充実を図る	全信協の記載例を参考に開示方法を変更した	平成15年度に見直し開示方法を継続する	リスク管理債権および金融再生法開示債権の保全状況の開示方法を変更した。		
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上						
(2)信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>当金庫に適した内部格付システムの導入を検討する</li> <li>外部信用リスクデータベースを導入して、実態に即した信用リスクデータベースを構築する</li> <li>信用リスク管理システムを導入して、信用リスク管理体制を構築する</li> <li>ポートフォリオ管理規定を検討する</li> <li>信用リスクを反映したプライシング規定を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務者区分と整合的な内部格付システムを検討する</li> <li>財務データの蓄積・クリーニングを実施する</li> <li>内部格付データを蓄積する</li> <li>外部信用リスクデータベースを導入して信用リスクデータベースを構築する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内部格付の信憑性や整合性を検証する</li> <li>財務データの蓄積・クリーニングを実施する</li> <li>信用リスク計量化システムを導入する</li> <li>信用リスク管理諸規定を整備する</li> <li>信用リスク管理体制を構築する</li> <li>プライシング規定を検討する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>格付システムを含む信用リスク管理システムを導入し、法人、個人事業主の格付けを開始した。</li> <li>16年4月に「CRD運営協議会」へ正式加入し、デフォルト確率の算出を開始した。</li> <li>信用リスク計量化システム導入、稼動に向け準備を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年4月に「CRD運営協議会」へ正式加入し、デフォルト確率の算出を開始した。</li> <li>信用リスク計量化システム導入、稼動に向け準備を開始した。</li> </ul>	
3. ガバナンスの強化						
(2)①半期開示の実施	開示内容の充実を図る	15年上期分の経営情報を開示する	16年度上期分の経営情報及び「地域貢献に関する情報」を開示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>半期開示は14年度より既に実施済み。</li> <li>15年度半期ディスクロージャー誌を11月に作成、発行した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年度半期ディスクロージャー誌を11月に発行予定。</li> </ul>	
(2)②外部監査の実施対象の拡大等				<ul style="list-style-type: none"> <li>外部監査は平成10年度より実施済み</li> </ul>		
(2)③総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>全信協が取りまとめる総代会機能向上策を基に対応する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全信協が取りまとめた情報開示の必須事項をもとに総代会機能向上策を検討する</li> <li>ディスクロージャー誌への情報開示の掲載方法を検討、確定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の取引のある会員に対する総代会議案の説明、意見聴取をする</li> <li>当該意見を総代会で紹介する</li> <li>ディスクロージャー誌を作成するとともにアンケート等を実施し、総代会制度等の理解状況を把握する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全信協が取りまとめた情報開示の方向を踏まえ15年度ディスクロージャー誌にて開示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全信協が取りまとめた情報開示の方向を踏まえ、次の事項を開示した。</li> <li>総代会の仕組み・総代候補者選考基準・総代の選任方法・総代の氏名(選任区域毎)</li> <li>総代会の決議事項等(総代会開催日・総代会報告事項・総代会決議事項)</li> </ul>	
(2)④中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針	信金中央金庫による経営分析、相談等を活用する					<ul style="list-style-type: none"> <li>決算分析データ、ALM支援・有価証券ポートフォリオ分析等の活用する</li> </ul>
(3)経営(マネジメント)の質の向上に向けた取組み						
4. 地域貢献に関する情報開示等						
(1)地域貢献に関する情報開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域貢献活動の内容の充実、見直し</li> <li>ディスクロージャー媒体、開示項目や説明方法の再検討をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>14年度地域貢献活動を開示する</li> <li>15年度上半期地域貢献活動を開示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年度地域貢献活動を開示する</li> <li>16年度上半期地域貢献活動を開示する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ミニ・ディスクロージャー誌」、「半期ディスクロージャー誌」を発行し、地域貢献活動に関する情報を開示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>15年度の地域貢献活動に関する情報を16年8月発行の「ディスクロージャー誌」にて開示した。</li> </ul>	
5. 法令等遵守(コンプライアンス)						
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止						法令等遵守については、Ⅱ. 5に記載した内容に取組む

3. その他関連する取組み(別紙様式2)

項 目	具体的な取組み	進捗状況	
		15年4月～16年9月	16年4月～16年9月
Ⅱ. 5 法令等遵守(コンプライアンス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度毎「コンプライアンス・プログラム」を策定し、プログラムに沿った当金庫のコンプライアンスを実現する</li> <li>定期的(原則毎月)にコンプライアンス委員会を開催し、当金庫のコンプライアンス態勢の評価、検証をする</li> <li>定期的(原則上期、下期1回)にコンプライアンス担当者、コンプライアンスオフィサー会議を開催し、コンプライアンス、苦情事象等の実例を還元し、再発防止に資する</li> <li>コンプライアンス事象の報告制度(ホットライン)の充実を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「コンプライアンス・プログラム」について、四半期毎に各部署の進捗状況を検証、フォローアップし、当金庫のコンプライアンスを実現した。</li> <li>コンプライアンス委員会では、コンプライアンス、苦情事象を中心に当金庫のコンプライアンス態勢を評価、検証した。その結果を踏まえ、「コンプライアンス・プログラム」を策定した。</li> <li>上期、下期各1回のコンプライアンス担当者、オフィサー会議を開催した。会議では、具体的なコンプライアンス、苦情事象例を還元し、再発防止に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>16年度「コンプライアンス・プログラム」について、第1四半期終了後に各部署の進捗状況を検証、フォローアップした。</li> <li>16年度上期に7回のコンプライアンス委員会を開催した。</li> <li>16年6月に上期コンプライアンス担当者、オフィサー会議を開催した。</li> </ul>